

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路位置の指定……………
…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除（二件）……………
…（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 都道の区域変更……………（建設局道路管理部路政課）…
- 東京海区における遊漁者等によるまき餌釣りの制限……………

告示

●東京都告示第千七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十月二十四日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木 竜一

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）
------------	-------	------------------------

法第四十二条第一項第五号の規定による道路	令和六年十月八日	東村山市多摩湖町一丁目二番二十六幅員四・〇〇
----------------------	----------	------------------------

●東京都告示第千八十号

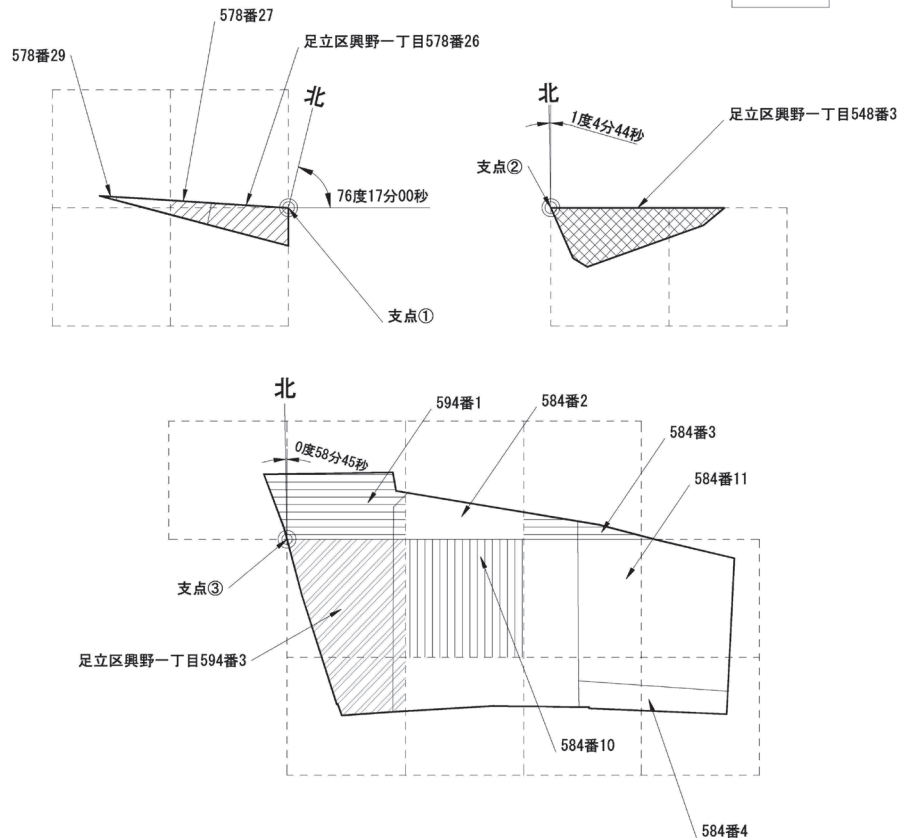
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第千八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区興野一丁目地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 一・二―ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地
- ▨ 形質変更所要届出区域
(平成30年東京都告示第1623号により指定した区域)
- ▩ 形質変更所要届出区域
(令和元年東京都告示第226号により指定した区域)
- ▧ 形質変更所要届出区域
(令和2年東京都告示第1087号により指定した区域)
- ▦ 形質変更所要届出区域
(令和6年東京都告示第701号により指定した区域)
- ▤ 指定を解除する区域

【支点】

- 支点①：足立区奥野一丁目578番26の最北端とする。
- 支点②：足立区奥野一丁目548番3の最北端とする。
- 支点③：足立区奥野一丁目594番3の最北端とする。

【格子の回転角度】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- 支点①：76度17分00秒
- 支点②：1度4分44秒
- 支点③：0度58分45秒

●東京都告示第千八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第百五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年十月二十四日

東京都知事 小 池 百合子

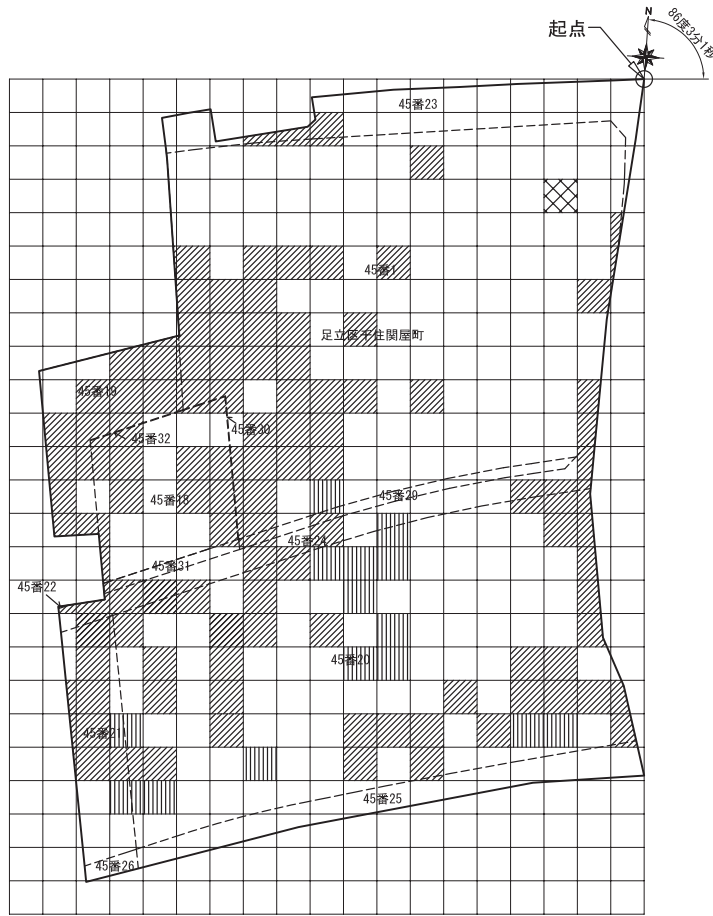
一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区千住関屋町地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物並びに鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第1085号
により指定した区域)
- 形質変更時要届出区域
(令和6年東京都告示第105号
により指定した区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 調査対象地

【起点】

起点は、足立区千住閼戸町45番23の最北端とする。

【格子の回転角度（86度3分1秒）】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千八十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十四日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 八丈循環

二 変更の区間 八丈島八丈町大賀郷二千九百九十九番一
地先

三 変更の概要 別図表示のとおり

別圖

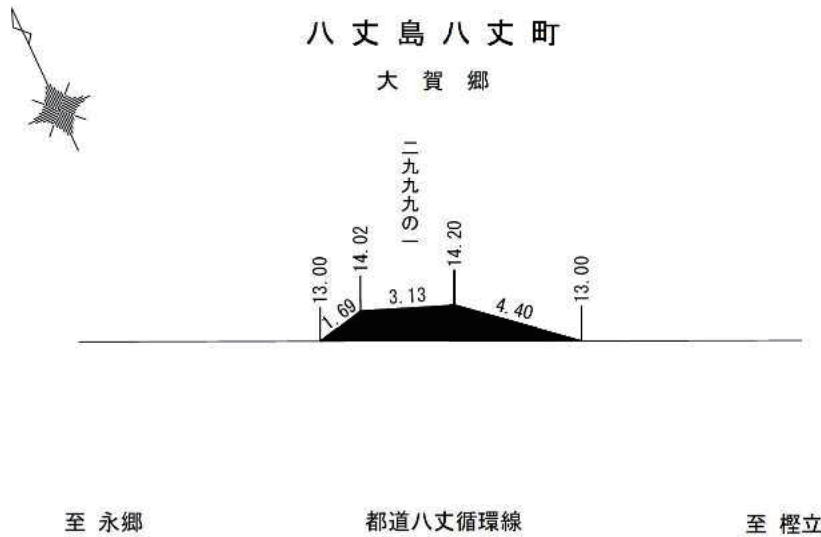
都道八丈循環線区域変更略図
八丈島八丈町大賀郷地内

 編入区域
 町
 道
 都
 道

延長 八・七一メートル
面積 六・七一平方メートル



八丈島八丈町
大賀郷



三〇一六の一

告

示（海区漁調）

●東京漁調指示第八号

東京海区における竿釣り及び手釣りによる水産動物の採捕について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和六年十月二十四日

東京海区漁業調整委員会

会長 有 元 貴 文

（漁具漁法の制限）

一 遊漁者等の漁具漁法の制限は、次のとおりとする。

- （一） 遊漁者等が船舶を使用してまき餌釣りをする場合は、一仕掛けにつき、まき餌かご一個を付したものに限る。
- （二） （一）に掲げるまき餌かごの大きさは、次のとおりとする。

ア 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域
外径 五・五センチメートル以下
長さ（まき餌を収納する部分に限る。） 二十三センチメートル以下

イ 東京都内湾海域
直径 五センチメートル以下
長さ 八センチメートル以下

- （三） 遊漁者等が船舶を使用してまき餌釣りをする場合、当該まき餌の使用量の基準は、一人一日当たり次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

ア 伊豆諸島海域及び小笠原諸島海域 九キログラム

以内

イ 東京都内湾海域 三キログラム以内

- （四） 遊漁者等が船舶を使用しないでまき餌釣りをする場合、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあつては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

（指示の有効期間）

- 二 この指示の有効期間は、令和六年十一月十五日から令和七年十月三十一日までとする。

発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番一 号 〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社 東京都千代田区神田神保町三丁目三十二番地一 電話 〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051